

工事請負契約変更状況(6月分)

令和4年7月6日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
103087	建築住宅課	市営前九年アパート2号館浴室改善工事	52,140,000	56,936,000	51,896,900	52,603,100	463,100	0.9%	(5)	3	R4.6.1	中亀建設(株)
103088	農政課	農村整備事業南中野地区擁壁改修工事	52,877,000	59,385,700	49,912,261	53,487,500	610,500	1.2%	(4)	3	R4.6.20	(株)高光建設
503098	浄水場	新庄中屋敷連絡管整備その1工事	14,630,000	14,877,500	12,785,300	16,149,100	1,519,100	10.4%	(4)(7)	1	R4.6.10	(有)北陵設備工業
503070	下水道整備課	前潟中央第二処理分区第一工区汚水管布設工事	39,050,000	41,809,900	36,561,800	39,380,000	330,000	0.8%	(6)(7)	4	R4.6.10	(株)熊坂建設
103087	建築住宅課	市営前九年アパート2号館浴室改善工事	52,140,000	56,936,000	51,896,900	52,511,800	371,800	0.7%	(4)(7)	4	R4.6.14	中亀建設(株)
103046	市街地整備課	中太田新田下川原線外街路築造及び宅地造成等その2工事	72,770,500	86,489,700	72,754,625	89,850,200	17,079,700	23.5%	(4)	3	R4.6.16	(株)石名坂
102024	教育委員会総務課	盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修(機械設備)工事	268,400,000	277,200,000	253,598,400	278,027,200	9,627,200	3.6%	(4)(7)	4	R4.6.24	伸栄設備・オザワ工業特定共同企業体
102020	教育委員会総務課	盛岡市立仁王小学校校舎大規模改修(建築主体)工事	790,900,000	839,520,000	768,033,200	896,465,900	105,565,900	13.3%	(4)(6)(7)	5	R4.6.24	高光建設・熊谷工務店特定共同企業体
503101	水道建設課	下太田田中外地内配水管布設(第2工区)工事	29,788,000	33,614,900	29,730,800	30,694,400	906,400	3.0%	(6)	1	R4.6.17	中亀建設(株)
503041	水道建設課	太田地区土地区画整理事業地内配水管布設(第2工区)工事	64,768,000	64,777,900	57,270,400	65,179,400	411,400	0.6%	(6)(7)	3	R4.6.27	(株)司組
103054	盛岡南整備課	市道向中野東道明線道路改良工事	74,382,000	83,878,300	73,766,000	88,930,600	14,548,600	19.6%	(4)	4	R4.6.22	(株)高光建設
104006	教育委員会総務課	盛岡市立上田中学校トイレ改修工事	53,350,000	57,574,000	52,229,100	53,441,300	91,300	0.2%	(9)	1	R4.6.27	(株)メグミ
104005	教育委員会総務課	盛岡市立河南中学校小荷物専用昇降機棟増築工事	56,430,000	62,260,000	56,235,300	56,558,700	128,700	0.2%	(9)	1	R4.6.30	(株)メグミ

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。